

○江戸川区介護保険料徴収及び滞納処分職員の指定等に関する規則

平成二十六年三月三十一日規則第四十三号

江戸川区介護保険料徴収及び滞納処分職員の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる介護保険料に関する事務を処理するに当たり、江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する江戸川区介護保険料徴収及び滞納処分職員（以下「介護保険料徴収職員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の指定)

第二条 介護保険料徴収職員は、介護保険料の徴収に関する事務に従事する職員のうちから、区長が指定する。

(証票)

第三条 介護保険料徴収職員がその身分を証明するために携帯する証票は、江戸川区介護保険料徴収及び滞納処分職員証（第一号様式。以下「証票」という。）による。

(証票の携帯)

第四条 介護保険料徴収職員は、次に掲げる職務に従事する場合は、証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 一 保険料を徴収する場合
- 二 財産の差押えに関する調査のため質問、検査又は捜索を行う場合
- 三 保険料に関する滞納処分のため財産を差し押さえる場合

(証票の返還)

第五条 介護保険料徴収職員は、介護保険料徴収職員でなくなったときは、直ちに証票を区長に返還しなければならない。

(証票の管理)

第六条 区長は、証票を交付するときは、証票交付台帳にその都度必要な事項を記載し、管理しなければならない。交付された証票が返還されたときもまた同様とする。

(委任)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

様式（省略）